

あなたの 空き家 活かせませんか？



Vol.6

空き家活用通信

空き家活用の頼れるパートナー

司法書士インタビュー

大山町の空き家バンクは、空き家の所有者と利用希望者をご紹介する仕組みです。そのため、契約や登記などについては当事者間で行っていたり、ただが必要があります。不動産の契約が初めての方は不安に感じられるかと思いますが、そんな時は専門家に相談することをおすすめしています。

今回は、空き家バンクの利用者の契約も手掛けられたことがある鳥取県司法書士会会長の山本健一さんにお話を伺いました。

不動産契約手続きを進める上では権利関係者間の話し合いが最も重要ですが、その後の具体的な手続きについてお困りの場合は相談を検討されてみてはいかがでしょうか？

どのように相談をはじめたらよいか？

司法書士と行政書士、特に空き家の取引においてはどのような違いがあるのでしょいか？どのような場合に、だれに相談したらよいのでしょうか？

山本司法書士

一番の違いは、司法書士は法務局での登記の手続きを行うことができる点です。登記変更の必要がある「売買や相続の手続き」は司法書士が行います。個人同士の賃貸借契約書の作成やその他、行政への提出書類の作成は行政書士でも可能です。



どのように相談をはじめたらよいでしょうか？

山本司法書士

近くの司法書士に相談する、法務局の相談員に相談するという方法があります。

鳥取県司法書士会で、電話での無料相談も行っているため、利用されてもいいかもしれません。

司法書士総合相談センター

※登記手続きに関する相談

☎0857-27-4165

【受付時間】平日午後1時～4時

権利関係者間での話し合いができていないのですが、相続登記の手続きはできますか？

山本司法書士

司法書士は権利関係者間での同意があつて、はじめて相続登記の手続きに入れます。したがって、権利関係者間の話し合いなどは各自でおこなう必要があります。権利関係者間の同意を取りまとめる書類を司法書士が作成することもできます。